

税ミナール② 税制改正編 (税率変更・地震保険の創設・住宅ローン控除の適用変更)

税源移譲で税率が改正! ~短期損害保険(1年)控除は廃止~

今年も申告の時期を迎えようとしていますが、税制の改正がありましたのでお知らせします。
「所得税→町県民税への税源移譲」に伴い税率が変更されました。主な改正点は下記のとおりです。

◎税率の変更 (※定率減税の廃止)

- ・所得税→町県民税への税源移譲に伴い税率が変更されました。

- ①所得税率 5%~40%の6段階
- ②住民税率 一律 10%

◎地震保険料控除の創設

- ・損害保険契約に係る地震保険料(最高5万円)を所得金額から控除できる。

- ①短期損害保険料(1年)控除は廃止
- ②長期 (10年以上の期間)は対象

◎住宅ローン控除の適用変更

- ・住宅ローン控除の適用がある人のうち、所得税から控除しきれない住宅ローン控除額がある人は、町に申請することにより、町県民税での住宅ローン控除の適用が受けられます。

【お問い合わせ先】 町民生活課 税務係 ☎79-2113 (内線:143)

守ろう! 確かめよう! この最低賃金

すべての労働者に適用される「秋田県最低賃金」は、平成19年10月28日から「時間額618円」に改正されています。また、特定の産業に適用される4つの「産業別最低賃金」も次のとおり改正されました。なお、産業別最低賃金が適用される事業所であっても、18歳未満、65歳以上、雇入れ後6ヶ月未満で技能習得中の労働者などは秋田県最低賃金が適用されます。

産業別最低賃金の件名	最低賃金額	効力発生日
非鉄金属製錬・精製業 (非鉄金属合金製造業を含む)	時間額 731円	平成19年12月9日
電子応用装置、その他の電気機械器具、電子計算機・同附属装置、電子部品・デバイス製造業(磁気テープ、磁気ディスク製造業を除く)	時間額 689円	平成19年12月22日
自動車・同附属品製造業	時間額 720円	平成19年12月26日
自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	時間額 705円	平成19年12月19日

【お問い合わせ先】 秋田労働局賃金室 ☎018-883-4266
秋田労働局ホームページ <http://www.akita-rodokyoku.go.jp>
能代労働基準監督署 ☎0185-52-6151